

金融円滑化への取組状況について（平成 27 年 3 月末現在）

烏山信用金庫は、地域金融機関としてお客さまへの支援は当金庫の使命であることを再認識し、お客さまの経営改善等の支援に全店で取り組んでおります。

平成 27 年 3 月末現在の金融円滑化の対応状況について取りまとめましたので、お知らせいたします。

■ 中小企業金融円滑化法の期限到来後の当金庫の対応方針について

中小企業金融円滑化法は平成 25 年 3 月末をもって終了しましたが、当金庫は引き続き他の金融機関とも連携を図りながら、できる限り貸出条件の変更等や円滑な資金供給に努める方針であり、「地域金融円滑化のための基本方針」は何ら変わりません。

さらに、お客様一人一人と真摯に向き合い、経営課題の解決に向けてお客様とともに考え、十分な時間をかけてサポートしていく取り組みを継続的に実施してまいります。

なお、この対応方針は、住宅ローンをご利用のお客さまにつきましても同様であり、何ら変わるものではありません。